

中国大野木会計グループ政策紹介

～中小零細製造企業に対する税金納付期限の猶予～

担当：中国注册会计师 許海波

昨今の生産資源の入手困難な状況や生産コスト高騰などによる企業（特に製造業）への影響に対処するため、また中小零細製造企業の発展を支援し、中国工業の経済運営を安定させたいとする国務院の方策を踏まえて、国家税務総局により2021年10月29日に公布された「税務総局公告2021年第30号」（以下、略称「公告」）では、2021年11月1日より中小零細製造企業の2021年第④四半期の一部税金費用の納付時期を延長する旨を規定しています。新型コロナウイルスが完全には終息しておらず、新型コロナウイルスの対策としてのこれまでの企業優遇政策がほぼ完了した状況下で、経営環境が芳しくない中小零細企業への追加支援策として打ち出された政策と思われます。

1. 中小零細製造企業の認定

中小零細製造企業とは「国民経済業種分類」における業種分類が製造業に該当し、年間売上が4億元未満の企業を指すものとし、具体的な認定標準は下記表の通り：

項目	具体的な判断標準	備考
製造業	「国民経済業種分類」における業種が製造業に該当する	企業が製造業に該当可否について、税務システムでは自動的に分類されている
小型企業・零細企業	年間売上 < 2,000万元 (企業所得税上の小型・零細企業の認定標準と異なり、企業の人数、資産規模は判断標準ではない)	売上とは 増値税課税対象となる売上 で (増値税免税・還付に関する売上、固定資産など資産の処分による売上及び役員提供による売上を含む) 、自己納税申告の売上及び税務査察による追加納付された売上を含む。 年間売上の確定方法： ・2020年10月1日以前設立された会社：2020年10月-2021年9月の売上高 ・2020年10月1日-2021年9月30日に設立された会社：9月30日までの累計売上高/実際の経営期間(月)×12ヶ月で算出 ・2021年10月1日以降設立された会社：初申告の売上高/実際の経営期間(月)×12ヶ月で算出
中型企業	2,000万元 ≤ 年間売上 < 40,000万元	

2. 納付猶予適用の税目及びその期間

(1) 適用税目

納付猶予の対象となる税目は2021年10月、11月、12月各月(月次納付)または2021年第④四半期分(四半期ごと納付)の企業所得税、個人経営事業の事業所得としての**個人所得税(※)**、国内増値税、国内消費税及び附加税費用である都市維持建設税、教育費附加、地方教育附加で、税務局に發票発行代行を申請する税金費用は含まない。

注記：*個人所得税：本公告における納付期限の猶予対象となる個人所得税は個人経営者である「個体工商戸」の所得に対する個人所得税で、企業が社員のために源泉徴収した給与・賃金に係る個人所得税は対象外。また、中国境外に支払ったサービス費等に係る源泉企業所得税、増値税などの税金は源泉徴収された税金としての取扱いとなり対象外。

(2) 納付猶予期間及び納付方式

企業類別	納付猶予期間	備考
小型・零細製造企業	上記(1)の各税目の全額について3ヶ月間納税猶予ができる	例:11月に申告する10月分の増値税(月次申告)45万円について、納税が猶予され、ゼロ申告を行い、2022年2月に1月分の増値税と一緒に申告・納付する。
中型製造企業	上記(1)の各税目の、税金の50%部分について3ヶ月間納税猶予ができる	例:2022年1月に申告する2021年第④四半期分の企業所得税(四半期ごと申告)100万円のうち2022年1月の申告時にはその50%が納税猶予され、50万円のみを申告納付し、残りの50%は2022年4月初に2022年第①四半期分の企業所得税と一緒に申告・納付する (2022年4月の納税申告期限前に会社は2021年度の企業所得税確定申告を行う場合、猶予納付税額が納付済み税金と見なすことができるかどうかについて、現段階では明記されていない)

3. 必要な手続き及び影響

税務当局は本政策に基づき電子税務システムデータを更新しており、申告実績のある該当企業については自動的に「小型・零細製造企業」または「中型製造企業」に分類されていますが、申告実績がない新設製造企業については、営業期間の売上高を上記 1. の基準にあてはめて、該当するか否かを自ら判断する必要があります。システムの自動分類または自己の判断により、「小型・零細製造企業」、「中型製造企業」に該当する場合には、申告時にシステム上で優遇政策を「享受する」または「享受しない」を選択し、「享受」を選択した場合には、自動的に3ヶ月納税猶予ができ、「享受しない」を選択した場合には、当該優遇政策を享受しない理由を明記する必要があります。

今回の納税猶予政策には複雑な申請手続きは必要ないこと、納付期限を猶予された税金は本来の納付期限に「納付済み」と見なされることから、当該政策を適用したことについて、税務信用、税務事項の取り扱いに不利益を及ぼすことはありません。また税金費用の納付時期の繰延により資金繰りに多少の余裕を持たせることができますこととなります。

参考資料:

1. 税務総局公告 2021 年第 30 号: <https://www.shui5.cn/article/a2/144933.html>
2. 「国民経済業種分類」添付 2: <https://www.shui5.cn/article/dc/113390.html>